

平成31年 2月13日

白老町議会
議長 山本 浩平 様

白老町議会議員 氏 家 裕 治 印

派 遣 成 果 報 告 書

日 時 (期 間)	自 平成30年 8月 8日 (水) 至 平成30年 8月10日 (金)
目 的 地	全国町村国際文化研修所 (JIAM) 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
調 査 事 項	平成30年度 市町村議会議員研修「3日間コース」 「地方議員のための政策法務」に参加
視 察 の 成 果 (具体的に)	別紙のとおり

※ 必要の都度、写真その他を付加して、研修効果が現れる工夫をする。

この研修は、滋賀県の全国市町村国際文化研修所（JIAM）において8月8日から8月10日までの3日間、政策実現のための条例提案に向けて全国市町村から63名の議員が集い、4テーマに分かれ各自治体の取り組みや課題について話し合い、議会としての在り方を条例提案することで明確にし、より良いまちづくりの為の議論を深めたものと考えている。

私は、「議会基本条例」「住民参加・活動推進条例」「地域支えあい活動推進条例」「空き家等の適正管理に関する条例等」の4テーマから、「議会基本条例」についての班に所属することとなり、議論を深めてきた。

初日は、「地方議員と政策法務」について帝京大学法学部 井川 博教授「法務執務の基本」を新潟大学経済学部 宍戸 邦久教授の講義を受け演習導入に向けた説明。

2日目は、条例立案演習（誰のため・何をする・何がどう変わる）。

3日目は、演習発表・意見交換・講評。

今回の研修（条例実案演習等）で感じられたことは、

- 各自治体において様々な議会運営上の課題を抱えているということ（申し送り事項・常態化）。
- 2006年に初めて議会基本条例が制定され、現在800を超える。
- 市民参加と情報公開による議会への不信感。
- 議会運営の明確化（あいまいな申し送り事項の撤廃）。
- 「創造し行動する議会」の必要性。
- 自治基本条例と議会基本条例の関係性。
- 実効性の中で気づく市民との信頼関係（議会関係条例）。

白老町においては、2007年に自治基本条例を制定し、町民参加による協働のまちづくりを進め現在に至っている。まちづくりに対しての町民の権利、議会・行政の役割責務を明確に表した町の最高規範として位置づけられている。

しかし、今回の研修で感じられた実効性のある条例となっているだろうかとの疑問を直視せざるを得ないことから、関連条例としての議会基本条例についての研究が、今後必要ではないかと考えさせられた。